

くまがや

平成 25 年
1 月号
《第195号》

熊谷地区雇用対策協議会 熊谷市宮町 2-39 Tel 048-521-4600
編集発行 事務局 熊谷商工会議所内
熊谷公共職業安定所 熊谷市箱田 5-6-2 Tel 048-522-5656

雇用対策

ニュース



熊谷地区雇用対策協議会
会長 木島 一也

謹 賀 新 年



熊谷公共職業安定所
所長 柏俣 富廣

会員の皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は熊谷地区雇用対策協議会並びに熊谷公共職業安定所の業務推進にあたりましては、特段のご理解、ご協力を賜り心から感謝申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、雇用情勢は、国内の景気が大震災の復興特需、堅調な自動車販売などを背景に持ち直しの動きも見られる中、世界景気の減速等を背景として、先行きが懸念され不透明感が増している状況です。また、完全失業率も4%台に高止まり、当地域の有効求人倍率が0.6倍前後で推移しているなど、依然として厳しい情勢が続いております。

政府は、昨年2月に閣議決定した「社会保障と税の一体改革大綱」に基づき、社会保障を支える基盤の強化を図ることとし、高年齢者雇用安定法、労働者契約法、労働者派遣法など関係法律の改正案が成立し、一部施行されたところでもあります。

また、7月には「日本再生戦略」を閣議決定し、この中で生活・雇用戦略として若者の雇用支援、女性の活躍促進の支援、生活支援を柱として、すべての人が能力を発揮できる環境整備、雇用創出を推進することとしております。

当会といたしましても、新規学校卒業者をはじめ、将来、社会を支えるべき若者の人材確保対策、本年4月1日施行される改正高年齢者雇用安定法に基づく定年退職後の継続雇用制度の確保対策等々、会員の皆様方のご要望を踏まえつつ、地域の関係機関とも連携を図りつつ、雇用管理面で役立つ魅力ある事業展開に努めるとともに、会員事業所の皆様並びに地域産業の発展に寄与できるよう取り組んで参りますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

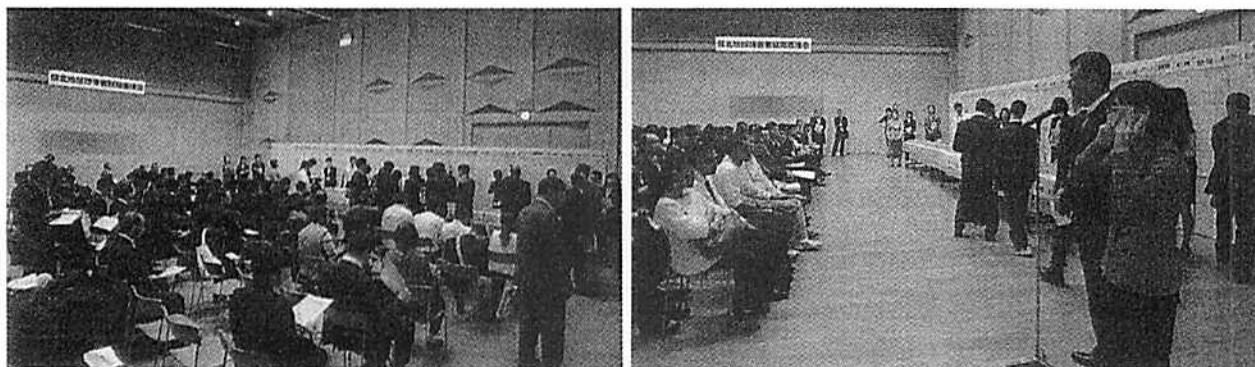
結びに会員事業所の皆様の益々のご隆盛とご健勝を祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

県北地域障害者就職面接会を開催

県北地域を管轄する熊谷・本庄・秩父・行田のハローワークでは障害者の雇用促進と就労の機会を確保するため、埼玉県雇用対策協議会・熊谷地区雇用対策協議会、その他関係機関のご協力をいただき去る10月10日(水)に熊谷文化創造館「さくらめいと」において県北地域障害者就職面接会を開催致しました。お忙しい中ご参加いただきました事業所の方々と初め当日ご協力いただきました関係機関の皆様のおかげで多くの障害者の方の雇用の場が得られますことに感謝申し上げます。

当日は昨年度の171名を大きく上回る225名もの障害者の方々にご参加いただきました。また雇用対策協議会会員事業所や県北地域に就業場所がある事業所31社の人事担当者の方々にもご参加いただき求職者と人事担当者との熱心な面接が終了予定時刻を過ぎても続くなど盛会のうちに終了となりました。現在選考中の事業所もごさいますが、30名を超える就職者数となる見込みです。

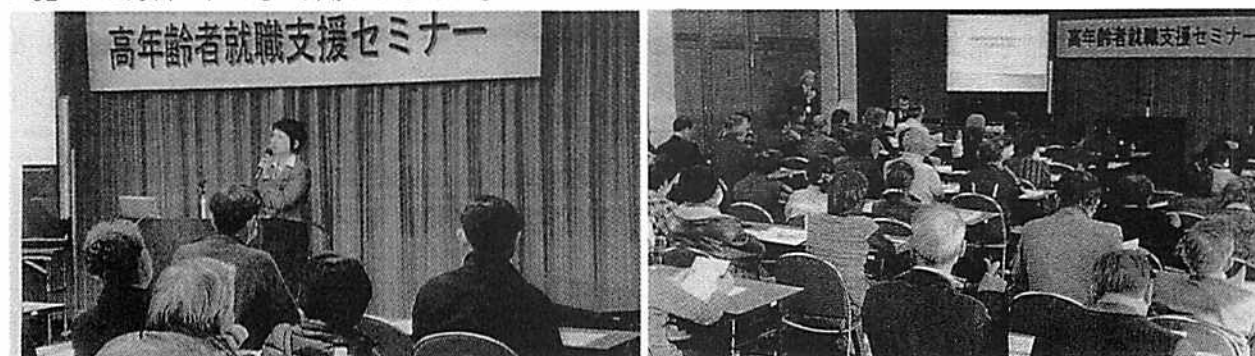
事業主の皆様におかれましては厳しい経済情勢ではございますが職業を通じて社会参加を望んでいる障害者の方々のために障害者雇用について尚一層のご理解ご協力を賜りますよう、今後ともよろしく願います。



高年齢者就職支援セミナーが開かれました

平成24年11月13日(火)・14日(水)の両日、熊谷市・ハローワーク熊谷の共催により、熊谷市立商工会館2階大ホールで高年齢者就職支援セミナーが開催されました。

セミナーは「仕事と年金」「再就職への道」をテーマに、社会保険労務士、キャリアコンサルティング技能士の講師から、高年齢者のマネープランや就職活動等について分かりやすい講演をいただき、2日間133名の参加者から「これからの生活を考える上で大変参考になった。」「再就職への意欲が湧いてきた。」など好評の声が多く聞かれました。



平成 25 年 4 月 1 日施行
◆◆◆ 高年齢者雇用安定法の改正について ◆◆◆

厚生労働省HP「高年齢者雇用安定法の改正～「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止～」が掲載されました。ぜひご参照ください。

ホーム> 雇用・労働 [雇用] > 重要なお知らせ [高年齢者雇用安定法の改正について]

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou-roudou/koyou/koureisha/topics/tp120912-1.html>

〈高年齢者雇用確保措置について〉

- ① 65 歳以上の定年制である
- ② 希望者全員を 65 歳まで継続して雇用する
- ③ 定年制はない

上記①～③のいずれにも該当しない場合（＝例：60 歳定年後、労使協定で定める基準に該当する場合は、引き続き 65 歳まで継続して雇用する）は、今回の法令改正への対応（＝就業規則等の改正）が必要となります。

法令違反がある状態で定年退職者あるいは継続雇用終了者が出た場合、その退職理由は「定年」でなく、「会社都合」となる場合があります。

〈今回の法令改正後も、下記については今までどおり変更はありません〉

- ① 定年年齢は 60 歳以上であること（＝65 歳定年を義務付けるわけではない）。
- ② 高年齢者雇用確保措置は 3 つの選択肢（＝65 歳以上定年への引き上げ、65 歳までの継続雇用制度の導入、定年の定め廃止）から選べること。
- ③ 高年齢者雇用確保措置は「会社がその制度を設ける」義務があって、個々の労働者を雇用する義務ではないこと（＝就業規則の解雇事由または退職事由に該当する場合は、継続雇用しないことができる）。
- ④ 継続雇用時の労働条件は、事業主の合理的な裁量の範囲で設定可能であること（＝継続雇用時の労働条件までは規制していない）。

〈平成 25 年 4 月 1 日施行です〉

今回の法令改正への対応が必要な事業主におかれましては、平成 25 年 3 月 31 日までに就業規則等の改正をお済ませください。

お問い合わせ・ご相談は雇用指導官まで（048-522-5656）

“本当の出会いのために”

企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会について

ハローワーク熊谷では、就職の機会均等を図り、職場への定着を高めるための事業主に対する啓発及び指導の一端として、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考システムを確立していただくことを目的に、熊谷地区雇用対策協議会との共催により、以下のとおり「平成24年度企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催しますので、会員企業のご出席をお願い申し上げます。

- 日程 平成24年2月15日(金) 午後1時30分～4時15分
- 会場 深谷市上柴公民館大会議室
深谷市上柴町西4-2-14 上柴複合施設3階(「キララ上柴」内)
☎ 048-572-9001
- 定員 120名(定員になり次第受付を締め切らせていただきます。)

お問い合わせ先 ハローワーク熊谷 求人部門

埼玉県の最低賃金

埼玉県最低賃金	時間額(円)	埼玉県内で働く全ての労働者(特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。)に適用されます。	発効日
	771		24. 10. 1

特定(産業別)最低賃金	時間額(円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	832	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装・袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	24. 12. 1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	836		
輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。))を除く。)	847		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	845		
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業が該当する。)	802	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。))を除く。)	847		

- 注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。
2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

埼玉労働局
各労働基準監督署